

紛争解決条項のヒント

中国での仲裁判断の執行を念頭に置いた仲裁条項

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、日本商事仲裁協会（以下「JCAA」）に付託し、JCAAの商事仲裁規則に従って、仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be submitted to the Japan Commercial Arbitration Association (the “JCAA”) and shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the JCAA. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

今月の紛争解決条項のヒントは、「中国での仲裁判断の執行を念頭に置いた仲裁条項」についてです。中国企業を相手に仲裁手続を行い勝訴した場合、中国企業が任意に仲裁判断を履行しないときには、中国で執行手続をとる必要が生じます。強制執行にまで至る場合には、執行を受ける当事者はあらゆる抵抗を試みることが考えられます。そこで、以下では中国法及び中国の裁判例を参照しつつ、仲裁合意が無効であるという主張の隙を与えない仲裁合意のドラフティングを考えてみたいと思います。

中国の仲裁法16条では、仲裁合意には①仲裁申立ての意思表示、②仲裁に付託する事項、③選定する仲裁委員会を記載しなければならないとされており、さらに18条で仲裁に付託する事項若しくは仲裁委員会の選定に関する約定がない場合、又はその約定が不明確である場合において、当事者が追加で合意をしないときには、仲裁合意は無効であるとされています。これが意味することは、中国の仲裁法上、仲裁委員会（これにはJCAAのような仲裁機関も含まれます）の指定が不可欠であり、当事者だけで行うアドホック仲裁は認められないということです。

日本の都市を仲裁地として仲裁手続を行う場合には、日本では、日本の仲裁法が適用され、JCAAの標準仲裁条項¹⁾で問題はありますが、中国で強制執行する場合、これではJCAAの商事仲裁規則に基づくアドホック仲裁を行うという合意に過ぎず、仲裁機関の指定がないから無効であるとの主張がされる余地がないとは言いきれません。もとより、商事仲裁規則によるとの合意は、同規則第3条・第4条により、当事者は、JCAAが管理事務を行い、JCAAに管理料金を支払うことを合意していることとなりますので、JCAAを選定していることは明らかなです。しかし、この点の争いを完全に封じるため、上記のモデル条項の前者の下線部の通り、JCAA「に付託し」との文言を追加し、仲裁機関を選定していることを明確にしておくことが考えられます。

なお、上記の条項の后者の下線部を変更して、中国本土の都市を仲裁地とすることが可能かという問題があり、ICCが中国を仲裁地として行った仲裁判断の執行を認めた中国の裁判例もあるようですが²⁾、まだまだ不透明さがぬぐえませんので、避けた方が賢明と思われます。

最後に、中国では、紛争に涉外的要素がない限り、中国企業間の紛争を中国外の仲裁機関に付託して仲裁で解決することは実務上認められていません³⁾。そのため、一方が日系企業であっても、中国法人と中国法人との間の紛争について中国外の仲裁機関がした仲裁判断は中国で執行できないリスクがあります。

以上の中国の仲裁法にもとでの扱いについては、JCAAとしては最新の正確な情報を把握しているわけではありませんので、事前に専門の弁護士によくご相談されることをお勧めします。

1) 商事仲裁規則によって仲裁を行う場合の仲裁条項例（仲裁地を東京とする場合）(<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html>)

2) Brentwood Industries v Guangdong Fa-anlong Mechanical Equipment Manufacture et al (2015) 穗中法民四初字第62号

3) Jiangsu Aerospace Wanyuan Wind Power Co., Ltd. vs. LM Wind Power (Tianjin) Co., Ltd (2012) 民四他字第2号